

健診実施機関の選定基準

健診実施機関の選定にあたっては、船員保険生活習慣病予防健診等実施要綱（以下「要綱」という。）によるほか、次に掲げる基準を満たしていると認める医療機関を選定するものとする。

1 健診を実施する施設の基準

（１）生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するのに必要な医師及び臨床検査技師等が確保されていること。

（２）生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査を実施するために必要な医療設備を保有（リース契約等により調達することが明確に定められ、文書化され、かつ安定的に調達でき、自ら保有している場合と同等の実施体制が確立され、生活習慣病予防健診事業を実施する上で特段の支障がないと認められる場合を含む。）していること。

なお、次の各号に掲げる条件を満たす場合については、各号で外部委託又は免除された検査等に必要な医療設備を保有している必要はない。

一 検体検査、乳がん検診、子宮頸がん検診、眼底検査の各検査等の全部又は一部を自ら実施することができない場合であって、外部委託により実施できる場合。

二 一般健診を実施することが可能な健診機関で、乳がん検診、子宮頸がん検診の各検査等の全部又は一部を自ら実施することができず、かつ、近隣に外部委託機関が存在しないなど外部委託できない相当な理由があると認められる場合であって、加入者の受診機会を確保し、保険者として健診事業等を推進していく観点から、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると船員保険会が判断したとき。

三 要綱の「健診の基準」に定める胃部レントゲン検査の実施が困難な場合であって、加入者の受診機会を確保する観点から、胃管内視鏡検査のみ実施可能な健診機関についても、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると船員保険会が判断したとき。

（３）原則として、毎日（休診日を除く。）健診が実施できる体制であること。

（４）健診の受付、待合室の表示が明確にされているとともに、健診部門と一般診療部門が、物理的又は時間帯その他適切な方法により区分され、健診に必要な更衣室を有していること。なお、健診施設の改修や改築等（老朽化や経営上の理由等によるものであって、天災その他やむを得ない理由によるものを除く。）により、一時的にこれらの確保が困難となると見込まれる場合には、あらかじめ必要な措置を講じ、健診の実施に支障が生じない体制を確保できること。

2 検査の精度管理

（１）検査の内部精度管理について、生化学検査等の検査に関して X-R 管理図法等を

用いた精度管理が毎日実施されていること。

(2) 検査の外部精度管理について、日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査に毎年参加し、その評価が良好であること。日本医師会による臨床検査精度管理調査にあつては、協会が実施する生活習慣病予防健診の検査項目等に対応する各項目に「D*」が無いこと及び参加項目修正点が概ね「90点」以上であること。

ただし、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第57条第1項に掲げる医師が所属する医療機関はこの限りではないが、できる限り外部精度管理調査に毎年参加すること。

(3) 上記(2)に該当しない場合であっても、健診事業を継続して実施している健診機関については、改善指導を行うとともに、既に改善が行われている旨の文書を徴すること。

(4) 検査の精度管理上の問題点があった場合は、適切な対応策が講じられること。

(5) 検体の取扱い、操作、保守管理、チェック体制等について適切な管理体制がとられていること。

3 検査データの記録の管理体制

受診者の健診結果データ、レントゲンフィルム等健診記録の管理（5年間保存）体制が整っていること。

また、要綱に基づく「生活習慣病予防健診結果データ」を磁気媒体により報告できること。

4 受診者に対する健康管理、保健指導等

(1) 受診者に対する健診結果の説明、健康相談等に適切に対応できること。なお、健診結果の説明、相談等に対応する場合は、受診者のプライバシーに配慮した施設（部屋）が確保できること。

(2) 受診者に対する健診結果は、健診実施後概ね14日以内に船舶所有者を経由して又は直接本人に通知できること。

5 精密検査が必要な者、治療が必要な者に対して、適切な措置のとれる連携医療機関を有すること。

6 健診実施機関が保険医療機関の場合は、保険診療が適切に行われていることのほか、社会保険料の納付状況が良好であることなどを総合的に勘案し、健診実施機関としてふさわしいと認められること。